

# 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令案（概要）

平成 29 年 1 月  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

## 1. 改正の趣旨

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「ポリ塩化ビフェニル特別措置法」という。）に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の全国 5 カ所の拠点的広域処理施設において実施されているところ、立地自治体との約束に基づき、処理施設ごとの計画的処理完了期限が定められており、早いものでは平成 30 年度末、遅いものでも平成 35 年度末に期限が到来することとなっている。

しかしながら、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任を有する保管事業者について、その不存在又は資力不足等により、その処分の目途が立たない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が一定数存在するなど、計画的処理完了期限の達成は必ずしも容易ではない状況にある。一方、計画的処理完了期限後は、JESCO の拠点的広域処理施設においては処理ができないため、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理は事実上困難となる。

このため、平成 28 年 8 月に施行されたポリ塩化ビフェニル特別措置法の改正では、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的処理完了期限内の処理を確実なものとするための措置の一つとして、保管事業者に代わって都道府県等が行政代執行により JESCO に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分委託することができる旨が規定された。

都道府県等が行政代執行を行う場合、その処分委託費用は処理責任を負う保管事業者に求償することが原則だが、破産、死去、相続等により保管事業者が不明である場合や、資力不足の場合など、保管事業者の責任を徹底的に追求した上で、なお当該費用を徴収することが困難と見込まれる事例も存在している。

そのような場合に、自治体が事務執行に係る負担に加えて処分費用の全てを負担することとするのは必ずしも適当ではなく、行政代執行を行った自治体に対する支援が必要と考えられることから、環境省において、平成 28 年 3 月に「高濃度 PCB 廃棄物の行政代執行に対する支援のあり方検討会」を設置し、検討を進めてきたところ、同年 7 月に取りまとめられた同検討会報告書において、独立行政法人環境再生保全機構に置かれている「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」の制度的枠組を活用し、行政代執行を行った自治体に対する支援について、国及び産業界が協力して、基金を造成することにより行うことが適当とされた。

これを受け、現在、関係事業者に対して環境大臣より同基金への出えんに関し協力依頼を行っているところ、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成 16 年環境省令第 11 号）の一部を改正し、所要の措置を行うことを検討している。

## 2. 改正の内容

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号。以下「機構法」という。）第 10 条第 1 項第 5 号においては、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）

の業務として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を确实かつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者(※別途環境大臣告示により JESCO を指定)に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用であって環境省令で定める範囲内のものにつき助成金の交付を行うことを規定している。

また、同法第 16 条第 1 項においては、機構は、第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に要する費用で環境省令で定める範囲内のものに充てるためにポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、政府及び都道府県から交付を受けた補助金並びに同基金に充てることを条件として関係事業者から出えんされた金額の合計額を、これに充てるものとする旨規定している。

今般、機構法第 10 条第 1 項第 5 号及び第 16 条第 1 項に基づき定められている独立行政法人環境再生保全機構に関する省令第 26 条を改正し、ポリ塩化ビフェニル特別措置法第 13 条の規定に基づく処分等措置に要する費用をポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の用途として追加する改正を行うこととする。

### 3. 施行日

公布の日から施行する。